火災予防事業

1. 火災予防事業

- (1) 火災等の災害の予防、被害の軽減を目指す事を目的として、以下の内容を実施した。
 - ①消防用設備等の設置に関する指導、検査及び維持管理の状況についての検査など。
 - ②危険物の貯蔵、取扱いの許認可事務及び検査など。
 - ③保安3法*にかかる製造、貯蔵等の許認可及び検査など。
 - ④住宅用火災警報器の設置徹底及び維持管理等の情報提供。
 - ⑤防火管理者講習会の実施、市民や事業所並びに各種団体等に対して火災予防の啓発、防火訓練の指導など。 消防関係の資格取得、防火管理者の業務の指導やアドバイス。

※ 保安3法

・・・・「高圧ガス保安法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「火薬類取締法」 をいう。

なお、大阪府産業保安事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、大阪府から保安3法に係る事務が、 平成25年3月1日より河内長野市に移譲された。

(2) 立入検査実施状況

①防火対象物立入検査実施状況

防火対象物の区分	対象物数	検査数
特定防火対象物*	489	193
非特定防火対象物 [*]	1, 430	4 6 1
合 計	1, 919	654

※ 特定防火対象物

・・・ 不特定多数の人が出入りする対象物のことで、百貨店・旅館・映画館・ホテル・病院・デパートなどがこれに あたる。

※ 非特定防火対象物

・・・ 「非特定防火対象物」とは「特定防火対象物」以外の対象物のことで、工場・マンション・学校・事務所 などがこれにあたる。

②危険物施設※

検査の国	≅分	施設総数	検 査 回 数
	貯蔵所	6 7	6 9
危険物施設等	取扱所	3 4	3 9
	製造所	0	0
合 i	+	101	1 0 8

※ 危険物施設

… 危政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所等をいう。

③保安3法施設

検査の区分	施設総数	検 査 回 数
火薬類取締法に基づく立入検査	3	0
高圧ガス保安法に基づく立入検査	6 6	2 1
LPガス法に基づく立入検査	3 5	8
合 計	1 0 4	2 9